情 報 処 理 の 高 度 化 等 に 対 処する た め の 刑 法 等 の 一 部 を 改正する法 律 案 閣 法第四二号)( 衆 議

院送付)要旨

罪

の

実

情

に

鑑

み、

情

報

処

理

の

高

度

化

に

伴う

犯

罪

に

適

切

に

対

処

す

る

た

め、

及

び

サ

1

バ

Τ

犯

罪

に

関

す

る

条

約

の

締

本 法 律 案 は、 近 年 に お け るサイ バ ï 犯 罪 そ の 他 の 情 報 処 理 の 高 度化 に 2伴う犯 罪 及び 強 制 執 行 を 妨 害 す る犯

結 に 伴 11 不 正 指 令 電 磁 的 記 録 作 成 等 の 罪 の 新 設 そ の 他 の 処 罰 規 定 の 整 備 を行うとと も ビ 記 録 命 令 付 差 押

え ത 新 設 そ の 他 の 電 磁 的 記 録 に 係 る 記 録 媒 体 に 関 す る 証 拠 収 集 手 続 の 規 定 の 整 備 等 を 行 11 並 び に 悪 質 な 強

制 執 行 妨 害 事 犯 等 に 適 切 に 対 処 す る た め、 強 制 執 行 を 妨 害す る 行 為 等 に つ しし τ の 処 罰 規 定 の 整 備 を行う ほ か、

所 要 の 規 定 を 整 備 L ようとするも の で あ Ď そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ

情 報 処 理 の 高 度 化に 伴う犯 罪 に 対処及び サイ バ ー 犯 罪 に 関 す る 条 約 を 締 結す る た め の 規 定 の 整 備

1 正 当 「な理 由 が な 61 の に 人 の 電 子計 算 機 に お け うる実行 の 用 に 供 する目的で、 不正 指 令電 磁 的 記 録  $\widehat{\Box}$ 

ン ピュ I タ ウ イルス) を、 作 成 提 供 供 用 した者は、 三年以下の懲役又は五十万円以下 の 罰 金 に 処

ŕ 取 得 保管した者は、二年 以下の 懲役又は三十万円以下の罰 金 に 処する。

わ L١ せつ な 電 磁 的 記 録 に 係 る 記 録媒 体 等を頒 布 ŕ 又 は 公然と陳 列 L た者は、二年以下の 懲 役若しく

2

は二百五  $\overline{+}$ 万 円 以 下 の 罰 金 若 L < は 科 料 に 処 ŕ 又 は 懲 役 及 び 罰 金 を 併 科 することができる。 電 気 通 信

の 送 信 に ょ 1) わ L١ せ つ な 電 磁 的 記 録 等 を 頒 布 L た 者 又は 有 償 で 頒 布 す る目 的 で わ しし せ つ な電 磁 的 記 録 に

係 る 記 録 媒 体 等 を 所 持 ŕ 若し < は 保 管 し た 者 ŧ 同 樣 ح する。

3

電

子

計

算

機

の

差

抻

え

に

. 当

たり、

電

気

通

信

回

線

で

接

続

L

て

11

る 記

録

媒

体

で

あっ

て、

当

該

電

子

計

算

機

で

作

成 変 更 を し た 又 は 変 更 消 去 が で き る 電 磁 的 記 録 を 保 管 す る た め に 使 用 さ れ て L١ る ع 認 め る に 足 IJ る

状 況 に あ る も の か 5 そ の 電 磁 的 記 録 を当 該 電 子 計 算 機 又 は 他 の 記 録 媒 体 に 複 写 L た 广 こ れ を 差 L 押

さえることができる。

4 電 磁 的 記 録 の 保管 者 等に命 じ て、 必 要 な電 磁 的 記 録 を記録 媒 体 に 記 録等: させ た上、 当 該記 録 媒 体 を 差

L 押 さ え る 記 録 命 令 付 差 押 え を 新 設す ځ

5 電 磁 的 記 録 の 記 録 媒 体 の 差 押えに代えて、 電 磁的記録 を他 の記 録媒体に複写等して、 これを差し 押さ

えることができる。

6 検 察官 検察事 務 官 • 司 法警察員が、 差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、 通

信 事 業 者等 に 対 ŕ 業 務 上 記 録 L て L١ る 通 信 履 歴 の 電 磁 的 記 録 のうち 必要 な も の を特定 三十日 を超

え な 11 期 間 特 に 必 要 が あ ı) 延 長 す る 場 合 に は 通 じ て六 + 日 を 超 え な L١ 期 間 を定めて、 こ れ を 消

去 L な L١ ょ う Ē 書 面 で 求 め ることがで きる保 全 要 請 の 制 度 を 新 設 する。

<u>\_</u> 強 制 執 行 妨 害 行 為 等 に つ しし て の 罰 則 の 整 備

1 封 印 等 破 棄 罪 の 処 罰 対 象 を 拡 充 ŕ 封 囙 等 が 不 法 に 取 IJ 除 か れ た 後 に おけ る目 的 財 産 に対 する妨 害 行

為を処罰する。

2 強 制 執 行 妨 害 罪 の 処 罰 対 象 を 拡 充 ŕ 目 的 財 産 の 現 状 の 改 変 等 に ょ る 妨 害 行 為、 執 行 官等 の 関 係 者 に

対 U て 行 わ れ る 妨 害 行 為 等 を 処 罰 する。

3 競 売 等 妨 害 罪 の 処 罰 対 象 を 拡 充 ŕ 競 売 開 始決 定 前 に 行 わ れ る入札 等 の 公正を害す る行 為 を処 罰 す ぇ る。

4 封 印 等 破 棄 罪 強 制 執 行 妨 害 罪 及び 競売 等 妨 害 罪 の 法 定 刑を引き上げ、 三年 以下 の 懲役若 しくは二百

五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

5 報 酬 目 的 に よる場合又は 組 織 的 な犯 罪として行 われ る場 合に お け る強制 執 行妨害 行為等につい ては

刑 を 加 重 ŕ 五 |年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰 金に処し、 又はこれを併科することができる。